

行方市 第2期地域福祉計画 地域福祉活動計画

【概要版】



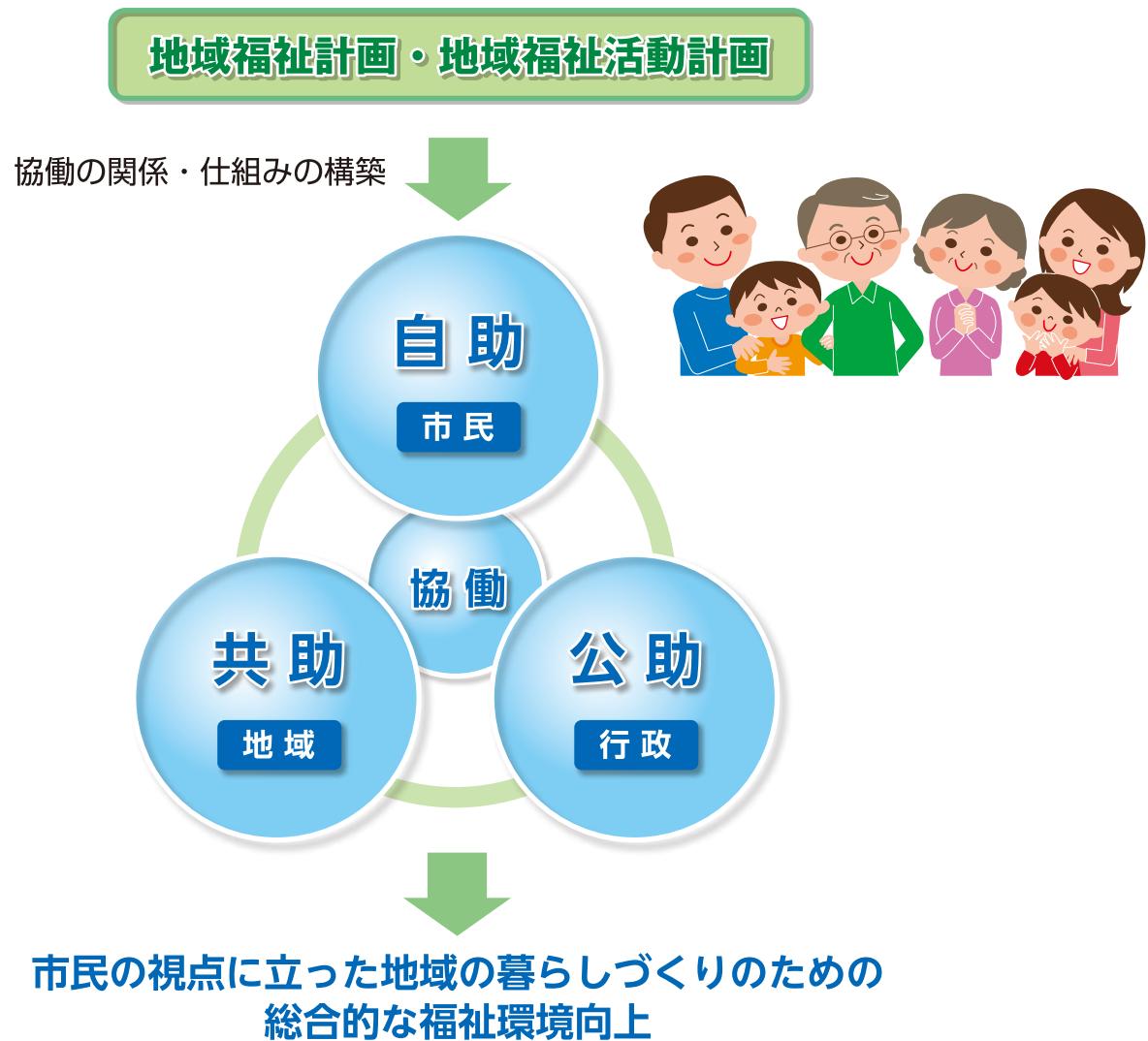
平成29年3月

行方市・社会福祉法人行方市社会福祉協議会

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

この計画は、市が一方的にサービスを提供する仕組みを定めるのではなく、身近な地域で市民自らがまず家族を基本とした「自助」の精神で、次に近隣の人や地域に存在する人材、施設等の社会資源を活用しながら「共助」の精神でともに助け合う、さらに自助や共助だけでは対応しきれない課題に対して、「公助」として行政が地域を支える、このような関係を築いていくための計画です。

これらの特徴を持つ「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、市民の視点に立った地域の暮らしづくりのための総合的な福祉環境向上を目指す計画です。



2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられるとともに、社会福祉法第 109 条に位置づけられている社会福祉協議会における、地域福祉を推進することを目的とした活動・行動計画です。

3. 計画の期間

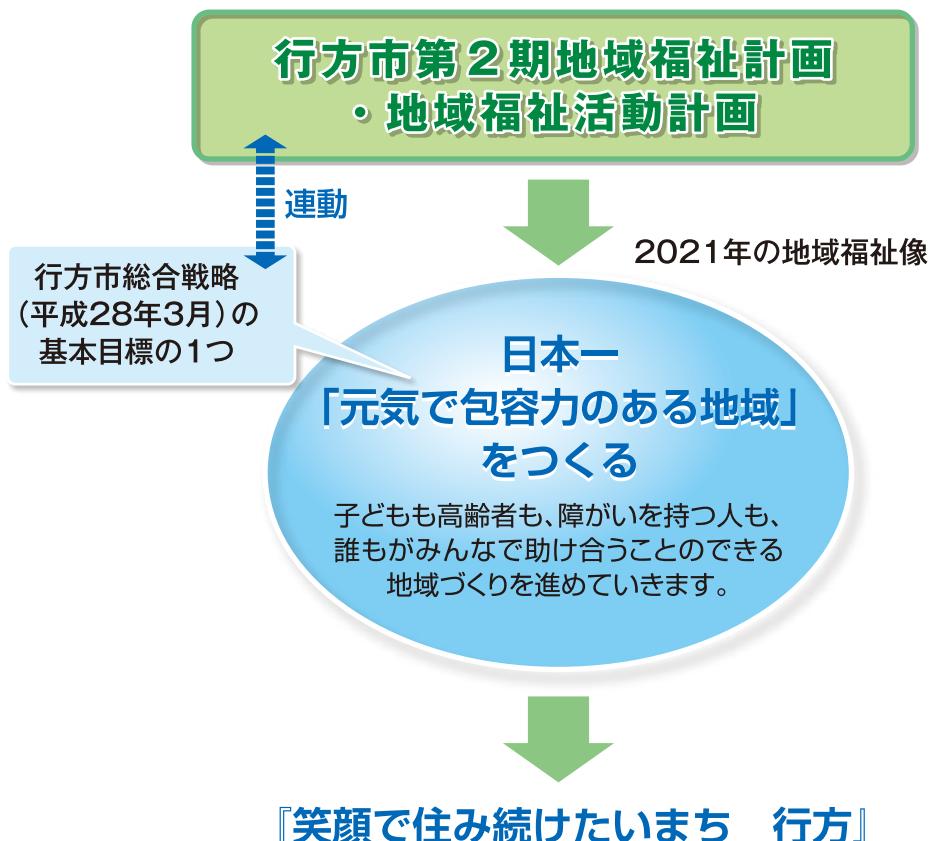
計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間です。

4. 行方市が目指す 2021 年の地域福祉像

～ 日本一「元気で包容力のある地域」をつくる ～

この計画は、人口減少と少子高齢化の進行を踏まえつつ、平成 28 年 3 月に策定した総合戦略と連動して『日本一「元気で包容力のある地域」をつくる』を行方市が目指す 2021 年の地域福祉像として設定し、『笑顔で住み続けたいまち 行方』を目指します。

図 1 行方市が目指す2021年の地域福祉像



5. 計画の基本理念

この計画では、『誰もがみんな ふれ合い 支え合い 助け合うまち なめがた』を基本理念として設定し、この理念のもとに、2021年の地域福祉像と『笑顔で住み続けたいまち 行方』の実現を目指します。



6. 計画の基本目標

この計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標として設定し、さまざまな取り組みの展開を図っていきます。

地域福祉を推進する3つの基本目標

- (1) 市民協働参画による福祉コミュニティの形成
- (2) 市民に質の高い福祉サービスの提供と権利擁護等の推進
- (3) 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成

(1) 市民協働参画による福祉コミュニティの形成

【基本方針】

市民の協働と参画を促進し、地域福祉の担い手を育成していくことが、福祉問題の解決の主体者としての市民意識の向上、近隣関係の回復等の社会的孤立や孤独の防止、市民相互の連帯意識の強化につながります。

多くの市民の地域活動への参加を促し、地域での新たな関係づくりや多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成に取り組み、みんなでつくる支え合いのまちづくりを目指します。

【達成目標】

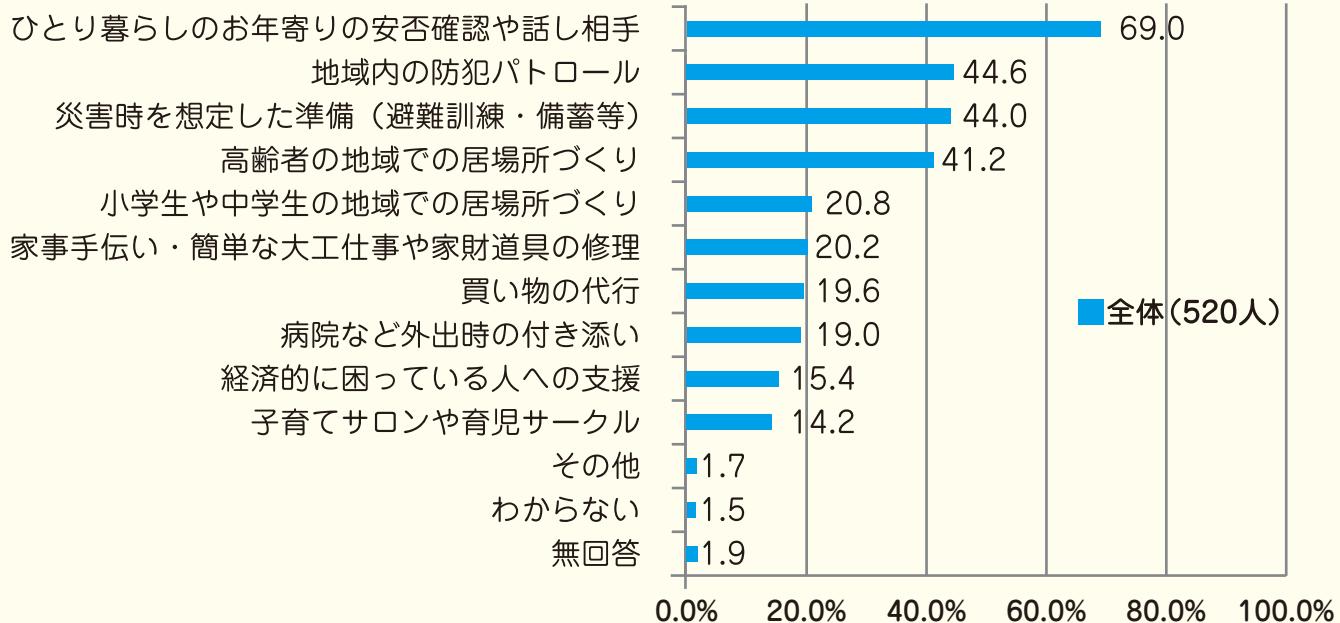
地域福祉推進の人材の育成と地域福祉活動を行う人への支援により、多くの人が地域福祉活動に参加していく福祉コミュニティの形成、地域生活の再生を目指していきます。

【基本的取り組み】

- 地域福祉を担う人材の育成
- 地域福祉活動団体との連携
- 市民の福祉意識の高揚

市民アンケートの結果【平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査】

● お住まいの地域で充実するべき市民相互の自主的な支え合いや助け合いの活動



(2) 市民に質の高い福祉サービスの提供と権利擁護等の推進

【基本方針】

福祉サービスを必要とする人が、安心して福祉サービスを選択できるよう、情報提供や相談支援の充実とともに、第1期計画の進捗に対する評価が低かった“判断能力が十分でない人の権利を擁護する体制の整備”等を含めて、高齢者、障がい者、子育てといった分野に関わらず、総合的に必要な支援やサービスを提供する、地域包括ケアの仕組みづくりを進めます。

また、子どもや障がい者、高齢者等の虐待防止のための取り組みとともに、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる障害者差別解消法)」が施行されたことを踏まえて、市民、事業者、行政が一体となって、さまざまな分野における障がいを理由とする差別解消の取り組みを進めます。

さらに、生活保護に至る前の生活困窮者への支援にあたり、関係する施策の連携や生活困窮者の把握、自立支援に取り組みます。

【達成目標】

市民の日常生活の中から福祉課題・福祉ニーズを発見するため、相談事業を充実するとともに、総合的・専門的に福祉ニーズや生活課題に対応することのできる地域包括ケア体制を構築していくことを目指します。

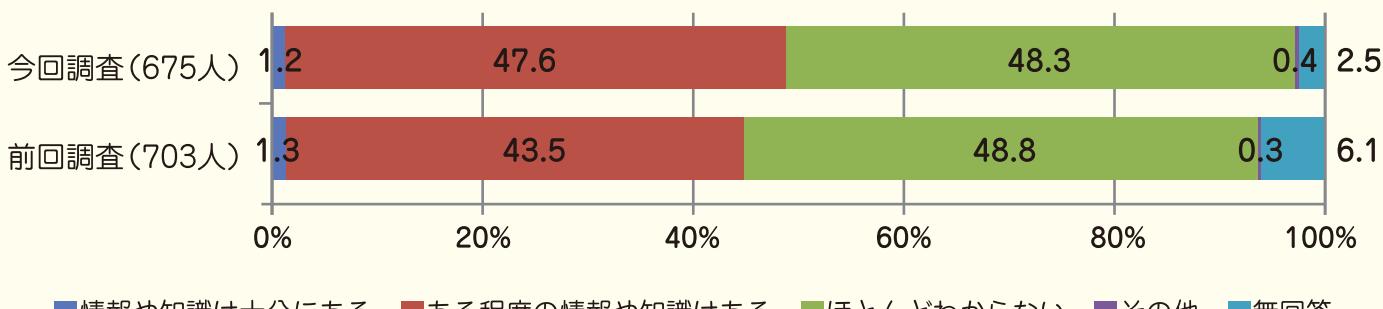
また、虐待防止や障がいを理由とする差別の解消、生活困窮者の自立支援等、多様化する福祉ニーズに対して、関係者による連携強化と情報共有、早期発見、早期対応を目指します。

【基本的取り組み】

- 安心して福祉サービスが利用できる仕組みづくり
- 福祉ニーズへ総合的・専門的に対応する地域包括ケアの仕組みづくり
- あらゆる虐待の防止と権利擁護の推進
- 生活困窮者の自立支援の推進
- 障がいを理由とする差別の解消の推進

市民アンケートの結果【平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査】

● 行方市の福祉施設や福祉サービス等についての情報や知識



(3) 快適で安心して暮らすことのできる環境の形成

【基本方針】

多くの人が利用する建築物、道路、公園等の公共施設が、すべての市民が利用しやすいものとなるよう、バリアフリー化、ユニバーサル・デザインの考え方方に立って整備を進めるとともに、交通事情の改善等、市民が外出しやすい環境を整えます。

また、災害時の不安の解消、防犯対策等、市民の誰もが安心して暮らすことのできる環境づくり、福祉の視点を取り入れたまちづくりに取り組みます。

さらに、第1期計画の進捗に対する評価が高かった“地域ぐるみの防犯活動・交通安全対策”についても、さらなる防犯力、安全対策の強化を進めます。

※ユニバーサル・デザイン

老若男女、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

【達成目標】

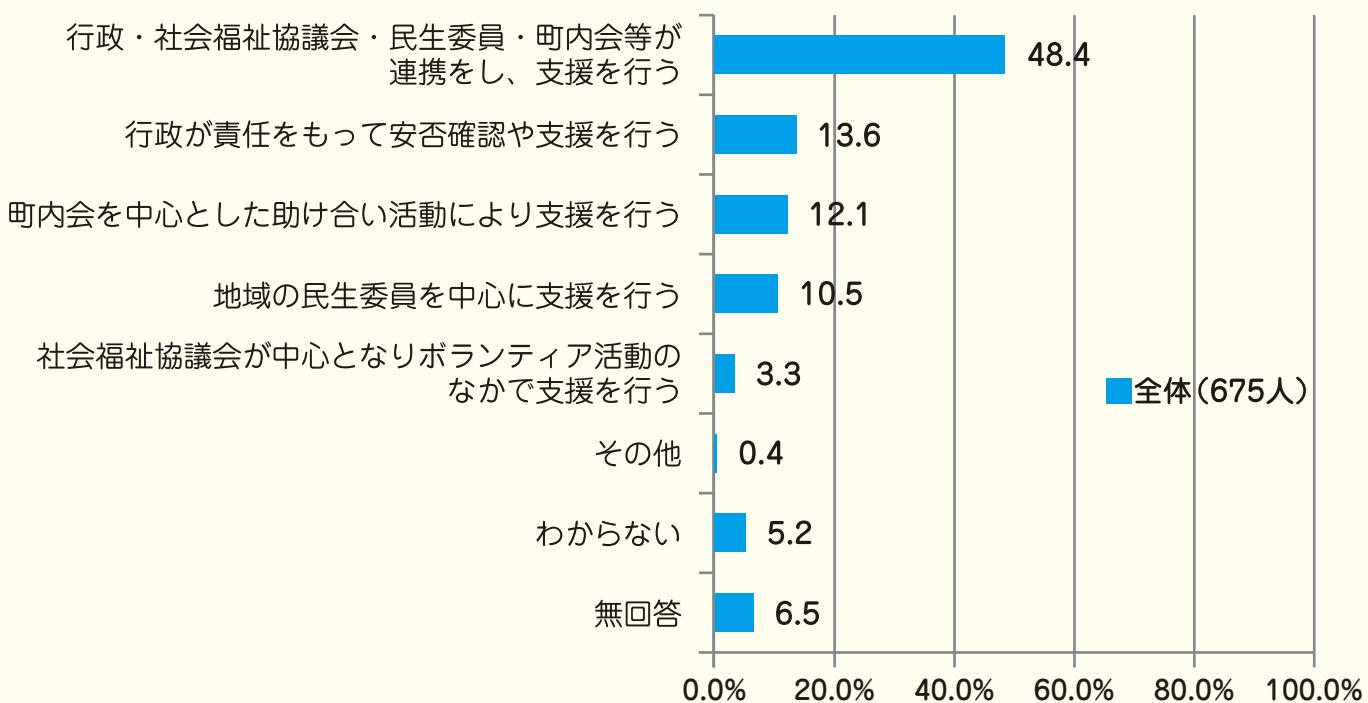
すべての市民が安全で安心して暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を目指します。

【基本的取り組み】

- すべての市民が安心して外出できる環境づくり
- 市民生活の安全安心の向上

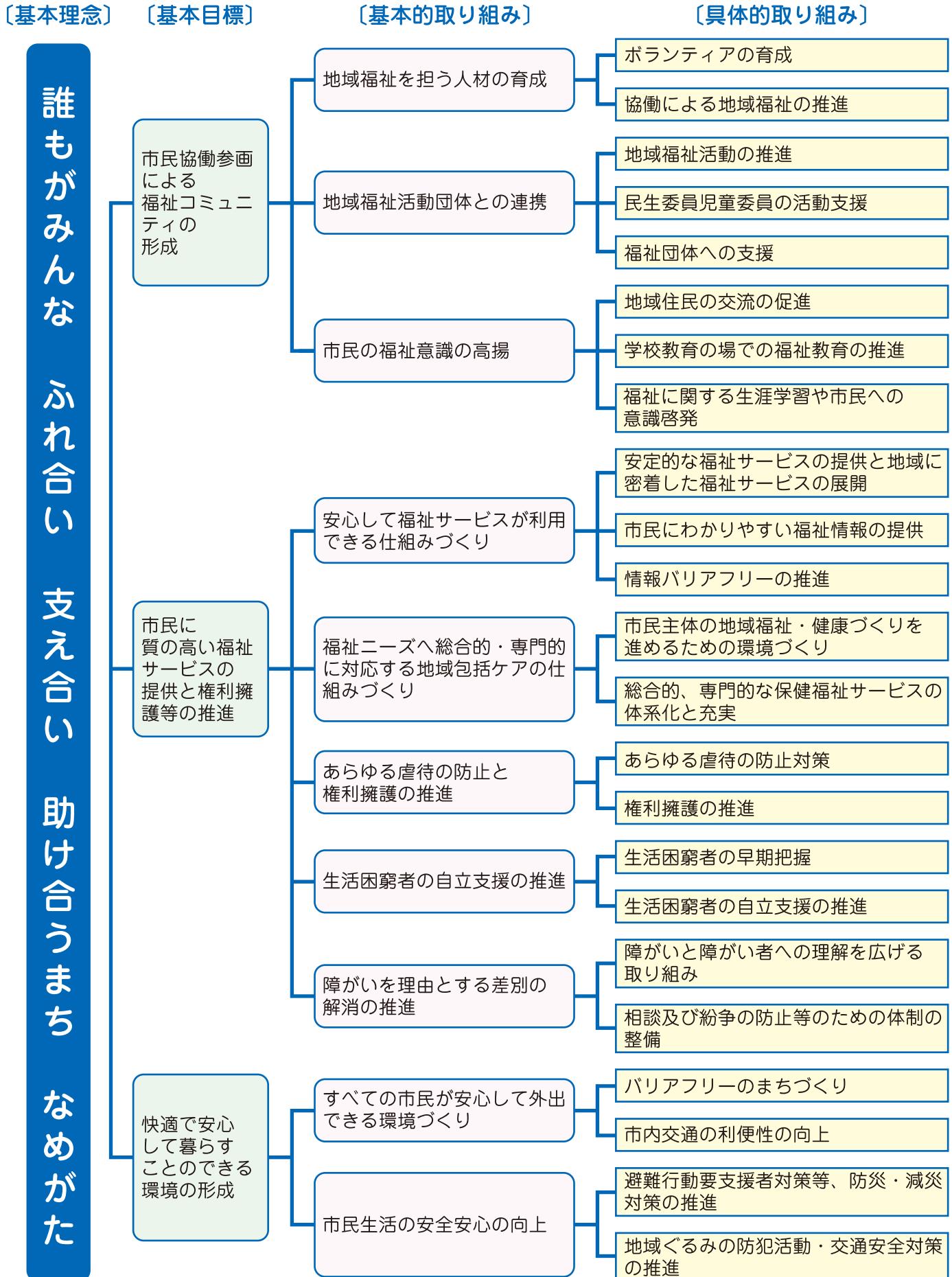
市民アンケートの結果【平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査】

- 災害時や救急時における障がい者や一人暮らしの高齢者の安否確認、支援を行うための体制について



7. 施策の体系

誰もがみんな
ふれ合い 支え合い 助け合うまち
なめがた



8. 計画の進捗状況の評価

本計画の推進にあたっては、事業の進捗状況を検証し、改善するP D C A サイクルによる管理を行います。P D C A サイクルによる管理の考え方は、次のとおりです。

- Plan : 客観的な評価指標を設定した本計画を策定
- Do : 事業の実施
- Check : 評価指標の進捗を通じて、客観的に検証
- Action : 検証結果を踏まえて事業を見直し、計画を見直し

計画の進捗状況の評価は、関係者の連絡会議を毎年度開催し、評価を実施します。

なお、計画全体の成果指標については、次のとおり設定し、この計画の改定時期にアンケート調査等を実施し、達成状況を把握します。

《計画の成果指標》

成果指標	現状値	目標の方向性	データ
福祉施設や福祉サービスについての情報や知識が「ある」人の割合	48.8%	上昇	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
地域の行事や活動に「積極的に参加している」「たまに参加している」人の割合	62.1%	上昇	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
ボランティアセンターの団体登録、個人登録の人数	871名	増加	社会福祉協議会
ボランティアに参加した人の割合	33.5%	上昇	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査
住まいの地域が安心して暮らしていける地域であることについて、「とてもそう思う」「そう思う」という人の割合	麻生地区 66.7% 北浦地区 64.7% 玉造地区 64.9%	上昇 上昇 上昇	平成28年度地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査

行方市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成29年3月

発 行 行方市・社会福祉法人行方市社会福祉協議会
企 画・編 集 行方市保健福祉部社会福祉課
〒311-3512 茨城県行方市玉造甲404
行方市役所玉造庁舎
TEL(0299)55-0111 FAX(0299)55-2610
<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>

社会福祉法人行方市社会福祉協議会事務局
〒311-3512 茨城県行方市玉造甲403
玉造福祉センター内
TEL(0299)36-2020 FAX(0299)55-4545
<http://www.yokattanet.jp/>